

身体拘束適正化のための指針

株式会社 AIRIS

事業所 訪問介護ステーショングリム山科東

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 事業所としての理念

① 身体拘束の原則禁止

身体拘束とは、障害者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、障害者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為です。本事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を原則として行いません。

② 身体拘束に該当する具体的な行為

1. 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）より

③ 目指すべき目標

3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てに該当すると判断される場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を行う場合があります。その場合も利用者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 事業所としての方針

次の仕組みを通して身体拘束の必要性を除くよう努めます。

- ① 利用者の理解と基本的なケアの向上により身体拘束リスクを除きます。
利用者一人一人の特徴を日々の状況から十分に理解した上で、身体拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くための対策を実施します。
- ② 責任ある立場の職員が率先して事業所全体の資質向上に努めます。
管理者・サービス提供責任者が率先して事業所内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技能の水準が向上する仕組みを作ります。
- ③ 身体拘束適正化のため利用者・ご家族と話し合います。
利用者のご家族にとってよりよい環境・ケアについて話し合い、身体拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体拘束適正化検討委員会（委員会）を設置し、本事業所で身体拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は1年に一度以上の頻度で開催します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合（実施を開始する場合を含む。）には、身体拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成員

法人代表、管理者、サービス提供責任者 橋野 博文

(3) 構成員の役割

- 招集者 管理者 橋野 博文
- 記録者 橋野 博文

(4) 委員会の検討項目

- ① 前回の振り返り
- ② 3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認

- ③ （身体拘束を行っている利用者がある場合）3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。
- ④ （身体拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合）3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ⑤ （今後やむを得ず身体拘束が必要であると判断した利用者がある場合）ご家族、相談支援専門員、担当医等との意見調整の進め方を検討します。
- ⑥ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ⑦ 今後の予定（研修・次回委員会）
- ⑧ 今回の議論のまとめ・共有

(5) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式（別記様式1「虐待防止・身体拘束適正化委員会議事録」）を定め、これを適切に作成・説明・保管します。また、委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底します。

3 身体拘束適正化のための研修

身体拘束適正化のため、介護職員その他の従業者について、職員採用時のほか、年一回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修の実施に当たって、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修概要）を記載した記録を作成します。

4 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

(1) 3要件の確認

1. 切迫性（利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）
2. 非代替性（身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと）
3. 一時性（身体拘束が一時的なものであること）

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ委員会が必要と判断した場合、限定した範囲で身体拘束を行うこととします。拘束の実施後も日々の態様等を参考にして委員会で定期的に検討し、解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- 拘束が必要となる理由（個別の状況）
- 拘束の方法（場所、行為（部位・内容））
- 拘束の時間帯及び時間
- 特記すべき心身の状況
- 拘束開始及び解除の予定（※特に解除予定を記載します）

※ 別記様式2「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」

5 身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を行っている場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行います。

※ 別記様式3「緊急やむを得ない身体拘束に関する利用者の日々の態様記録」

6 ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は、本事業所で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように事業所へ掲示します。法人又は事業所のホームページがある場合はホームページへ掲載します。

作成 令和5年2月1日